

長岡京市有害鳥獣緊急捕獲事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱（平成20年3月31日付け19生産第9422号農林水産事務次官依命通知）及び鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）に基づき、長岡京市緊急捕獲等計画に定めるところにより野生鳥獣による農作物被害軽減のために実施するイノシシ、シカ及びカラス（以下「対象鳥獣」という。）の緊急捕獲活動に対し、予算の範囲内において鳥獣被害防止緊急捕獲奨励金を交付する長岡京市有害鳥獣緊急捕獲事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(奨励金交付対象鳥獣)

第2条 奨励金の交付対象鳥獣は、長岡京市緊急捕獲等計画に定めた鳥獣とし、その捕獲場所は、市が有害鳥獣捕獲業務により指示した地域とする。

2 奨励金の交付対象鳥獣及びその捕獲奨励単価は、次の表のとおりとする。

対象鳥獣	捕獲奨励単価	備考
イノシシ	7,000円	1頭当たり
シカ	7,000円	1頭当たり
カラス	200円	1羽当たり

(事業実施期間)

第3条 事業実施期間は、次の各号に掲げる鳥獣の種別に応じ当該各号に定める期間とし、同期間に捕獲したものを奨励金の交付対象とする。

- (1) イノシシ及びシカ 4月1日から11月14日まで
3月16日から3月31日まで
- (2) カラス 4月1日から11月14日まで
2月16日から3月31日まで

(奨励金交付対象者)

第4条 奨励金の交付対象者は、市が委託する有害鳥獣捕獲業務の受託者（以下「交付対象者」という。）とする。

(奨励金交付申込み)

第5条 奨励金の交付を受けようとする奨励金交付対象者は、有害鳥獣緊急捕獲奨励金申込書（別記様式第1号）を市長に提出するものとする。

(狩猟者登録の確認)

第6条 交付対象者及び有害鳥獣事業参加者が前条の規定により奨励金交付申込みを行うときは、市が行う狩猟者登録に関わる確認に必要な一切の権限について同意したものとみなす。

2 前項の確認は、原則として捕獲事業参加者本人の狩猟者登録証写し及び有害鳥獣捕獲事業参加者名簿の前条の申込書への添付によるものとする。

(捕獲の確認方法)

第7条 捕獲の確認は、市町村の職員が捕獲現場に直接赴き、捕獲個体を実際に確認する（以下

「現地確認」という。)を基本とする。なお、現地確認による場合、確認者がスプレー等により捕獲個体の「尾」を着色するか又は「尾」(カラスにあつては「両脚」)を回収するかのいずれかを行う。

2 現地確認によらない場合、第5条の規定による申込を行ったもの(以下「交付申込者」という。)が、次に掲げるものを市長に提出することにより行うこととする。

- (1) 捕獲個体全体と捕獲者本人が写っており、捕獲日及び捕獲場所が特定できる写真(捕獲個体が、スプレー等でマーキングし、右向き(撮影者から見て捕獲個体の足が下向きになり、その際、頭部が右側にくる状態)で撮影すること。
- (2) 捕獲個体又はその部位(イノシシ及びシカにあつては原則として「尾」とし、カラスにあつては、原則として「両脚」とする。)

(完了報告)

第8条 有害鳥獣緊急捕獲事業を終了したときは、交付申込者は、有害鳥獣緊急捕獲完了報告書(別記様式第2号)に次に掲げる書類等を添付のうえ、速やかに市長に提出するものとする。

- (1) 前条第2項に規定する証拠書類等
- (2) 有害鳥獣捕獲許可書(鳥獣捕獲報告)の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(捕獲認定)

第9条 市長は、前条の交付申込者から有害鳥獣緊急捕獲完了報告書の提出があつた場合において、その内容を審査し適正と認めるときは、有害鳥獣緊急捕獲完了確認書(別記様式第3号)を交付する。

(捕獲奨励金の請求)

第10条 前条の規定により市長から有害鳥獣緊急捕獲完了確認書の交付を受けた交付申込者は、有害鳥獣緊急捕獲奨励金交付請求書(別記様式第4号)により、交付請求をすることができる。

(奨励金の交付)

第11条 市長は、前条の規定により交付申込者から奨励金の請求があつた場合には、奨励金を交付するものとする。

(奨励金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により奨励金を交付した後に報告内容に誤りや虚偽の報告等の不正な請求があつたと認められるときは、当該奨励金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年7月1日から施行し、改正後の長岡京市有害鳥獣緊急捕獲事業実施要綱第1条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年8月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

年 月 日

長岡京市長 様

申請者

有害鳥獣緊急捕獲奨励金申込書

年度の長岡京市有害鳥獣捕獲業務実施に伴う有害鳥獣緊急捕獲事業を実施したいので
下記のとおり申請します。

記

1 申請者

受託団体名	
代表者氏名	
代表者住所	
狩猟者登録番号	
連絡先	

2 有害鳥獣捕獲事業参加者名簿

氏 名	住 所	狩猟者登録番号	連絡先
			— —
			— —
			— —
			— —
			— —

※グループ員名簿は、別紙でも可

(注)

- ・有害鳥獣捕獲事業参加者全員の狩猟者登録証の写しを添付してください。
- ・有害鳥獣捕獲事業参加者全員の長岡京市有害鳥獣緊急捕獲事業に係る奨励金の申込・請求・受領に関する委任状

年 月 日

長岡京市長 様

申請者

有害鳥獣緊急捕獲完了報告書

年度の有害鳥獣緊急捕獲事業を完了したので下記のとおり報告します。

記

1 捕獲実績

受託団体名				
代表者氏名				
代表者住所				
狩猟者登録番号				
総捕獲頭数	対象鳥獣	捕獲数	単価	小計
	イノシシ	頭	7,000円	
	シカ（雄）	頭	7,000円	
	シカ（雌）	頭	7,000円	
	カラス	羽	200円	
捕獲奨励金	合計			円

2 添付書類等

捕獲写真	枚	現地確認によらない捕獲の場合添付すること
狩猟者登録証写し	枚	申請者全員の狩猟者登録証をコピーして添付すること
捕獲報告写し	枚	有害鳥獣捕獲許可書をコピーして添付すること

年 月 日

様

長岡京市長

有害鳥獣緊急捕獲完了確認書

年 月 日に提出された有害鳥獣緊急捕獲完了報告書に基づき審査した結果、
下記のとおり確認したので通知する。

記

1 捕獲者

受託団体名				
代表者氏名				
代表者住所				
狩猟者登録番号				
総捕獲頭数	対象鳥獣	捕獲数	単価	小計
	イノシシ	頭	7,000円	
	シカ（雄）	頭	7,000円	
	シカ（雌）	頭	7,000円	
	カラス	羽	200円	
捕獲奨励金	合計			円

2 奨励金交付額

円

別記様式第4号（第10条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

申請者

有害鳥獣緊急捕獲奨励金交付請求書

年 月 日付けで通知のあった有害鳥獣緊急捕獲完了確認書に基づき、下記
のとおり有害鳥獣緊急捕獲奨励金について請求します。

記

1 交付請求額 _____ 円

2 振込先

金融機関名

口座種別

口座番号

フリガナ

口座名義人

長岡京市有害鳥獣緊急捕獲事業に係る奨励金の
申込・請求・受領に関する委任状

私は、次の受任者に長岡京市有害鳥獣緊急捕獲事業に係る奨励金の申込・請求・受領に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

長岡京市長 様

委任者

住所

氏名

印

受任者

住所

氏名

印